

第9章 路上喫煙防止事業

1 概 説

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図り、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、平成17年5月1日から「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行した。

この条例は、道路や公園などの公共の場所での喫煙を自粛する努力義務を定め、特に必要と認める地区を路上喫煙禁止地区に指定し、その地区内での路上喫煙を禁止することを規定している。

また、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる分煙化を念頭に、令和3年6月に「川口市路上分煙基本計画」を策定し、市内の全駅周辺を禁止地区に指定するとともに、各駅に1箇所以上の喫煙所を設置している。

今後も、路上喫煙禁止地区の巡回パトロール及び散乱した吸い殻等の清掃を行い、分煙対策を実施していく。

2 路上喫煙禁止地区

指定日	指定地区	備考
平成17年12月 1日	J R 川口駅周辺、J R 西川口駅周辺	
平成18年11月 1日	J R 川口駅東口の指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業完了に伴い拡大
平成19年10月 1日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による取り組みとして指定
平成22年 7月 16日	川口西公園	公園内でのたばこの煙による健康被害、火傷・火災を防止するため指定
平成24年 7月 1日	J R ・ S R 東川口駅周辺	駅周辺の乗降客数の増加に伴い、たばこの煙による健康被害、火傷、火災を防止するため指定
令和 3年10月 1日	S R 川口元郷駅周辺、S R 南鳩ヶ谷駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 4年10月 1日	S R 鳩ヶ谷駅周辺、S R 新井宿駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	S R 戸塚安行駅周辺	川口市路上分煙基本計画の要件による
令和 6年 1月 4日	J R 西川口駅周辺の指定地区を拡大	川口市路上分煙基本計画の要件による

◎路上喫煙禁止地区の範囲



3 路上喫煙防止啓発活動

事業名称	内 容
駅 頭 キ ャ ン ペ ー ン	J R川口駅 (11/5)、J R西川口駅(11/6)、J R・S R東川口駅(11/7)、J R蕨駅東口の川口市域 (11/8)、S R南鳩ヶ谷駅 (11/12)、S R鳩ヶ谷駅 (11/13)、S R新井宿駅 (11/14) において、路上喫煙禁止地区啓発駅頭キャンペーンを実施した。なお、S R川口元郷駅 (11/11) とS R戸塚安行駅 (11/15) は雨天のため中止とした。
巡 回 パ ト ロ ー ル	路上喫煙禁止地区において巡回パトロールを行い、路上喫煙者への指導等を実施した。
啓発用の横断幕、路面シール、看板および柱面シールの設置	啓発用の横断幕、路面シール及び看板を路上喫煙禁止地区内に設置した。